

条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年6月18日		
条例の題名	みえこどもの城条例		公 布 日	平成元年3月29日	
条 例 番 号	平成元年三重県条例第4号		直 近 改 正 日	平成19年7月4日	
所管部局課	健康福祉部子ども・家庭同子どもの育ち推進課		電 話 番 号	059-224-2404	
条例の概要	みえこどもの城の設置を規定し、事業の内容や管理の方法を定めるものである。			条例の 類型	財産管理型
視点	項 目		回 答	検 討 内 容	
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。		はい	児童の健全育成を図る目的を有した県立児童館として、公の施設を設置しており、条例の目的は妥当性を有している。	
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。		はい	県立児童館として唯一の施設であり、公の施設を設置することが必要である。	
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。		はい		
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。		該当なし		
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。		はい	地方自治法第244条の2の規定により、公の施設の設置は条例で定めることが必要である。	
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。		はい	地方自治法第244条の2 児童福祉法第40条	
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。		はい		
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。		はい		
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。		はい	指定管理の手続き等、整合が取れている	
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。		はい		
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。		はい		
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。		はい	施設の運営ができなくなる	
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。		はい	施設の運営に支障が出る	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。		はい		
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。		はい		
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。		はい		
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。		はい	県民誰もが利用できる施設である	
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。		はい	一部利用料金を求めているが、それをもって一部の県民に負担を負わせているとは言えない	
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。		はい		
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。		はい		
点検・見直し結果	改正・廃止の必要はない	理 由	特 記 事 項		見直しに関する規定の有無
		現在の条例は、要件のいずれをも満たし、改正の必要がないと考える。			無